

# 平成30年度治療と仕事の両立支援セミナー 資料(平成30年11月19日)

## 目 次

岩手労働局労働基準部健康安全課

- 1 治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン
- 2 長期療養者就職支援関係
- 3 岩手 治療と職業生活の両立支援に係る相談窓口・助成金等一覧表

## 治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン ①

疾病を抱える労働者が、職場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、企業における治療と仕事の両立支援の具体的な取組の進め方等をまとめた「ガイドライン」を作成（平成28年2月公表）

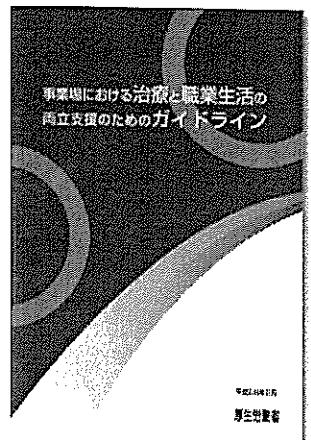
### 【参考資料】

- 「疾患別留意事項」を作成（がん、脳卒中、肝疾患、難病 ※平成30年3月時点）
- 「企業・医療機関連携マニュアル」を作成（平成30年3月公表）

### ガイドラインの概要

#### 1 両立支援を行うための環境整備（実施前の準備事項）

- 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- 研修等による両立支援に関する意識啓発
- 相談窓口の明確化等  
労働者が安心して相談・申出できる相談窓口及び情報の取扱い等を明確化
- 休暇・勤務制度の整備  
両立支援のために利用できる休暇・勤務制度を検討・導入
  - 【休暇制度】時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇
  - 【勤務制度】短時間勤務制度、テレワーク、時差出勤制度、試し出勤制度



# 治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン ②

## 2 個別の両立支援の進め方

両立支援を必要とする労働者からの申出



両立支援のための情報のやりとり

※ 以下、ガイドラインの様式例を活用できる

- ① 労働者から、主治医に対して、業務内容等を記載した書面を提供



- ② 主治医から、就業継続の可否や就業上の措置、治療への配慮等について意見書を作成

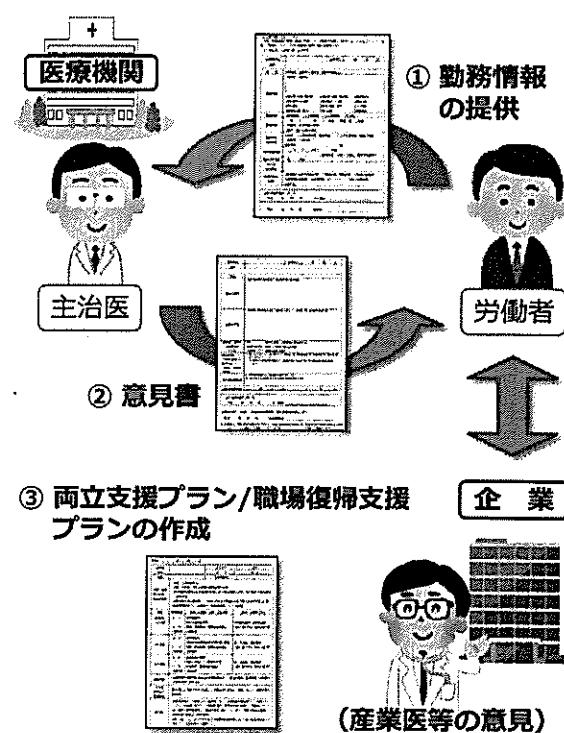


- ③ 職場における両立支援の検討と実施

事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者本人と十分に話合った上で、就業継続の可否、具体的な措置（作業転換等）や配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

※ 「両立支援プラン」の作成が望ましい

※ 両立支援の検討は、労働者からの申出から始まる



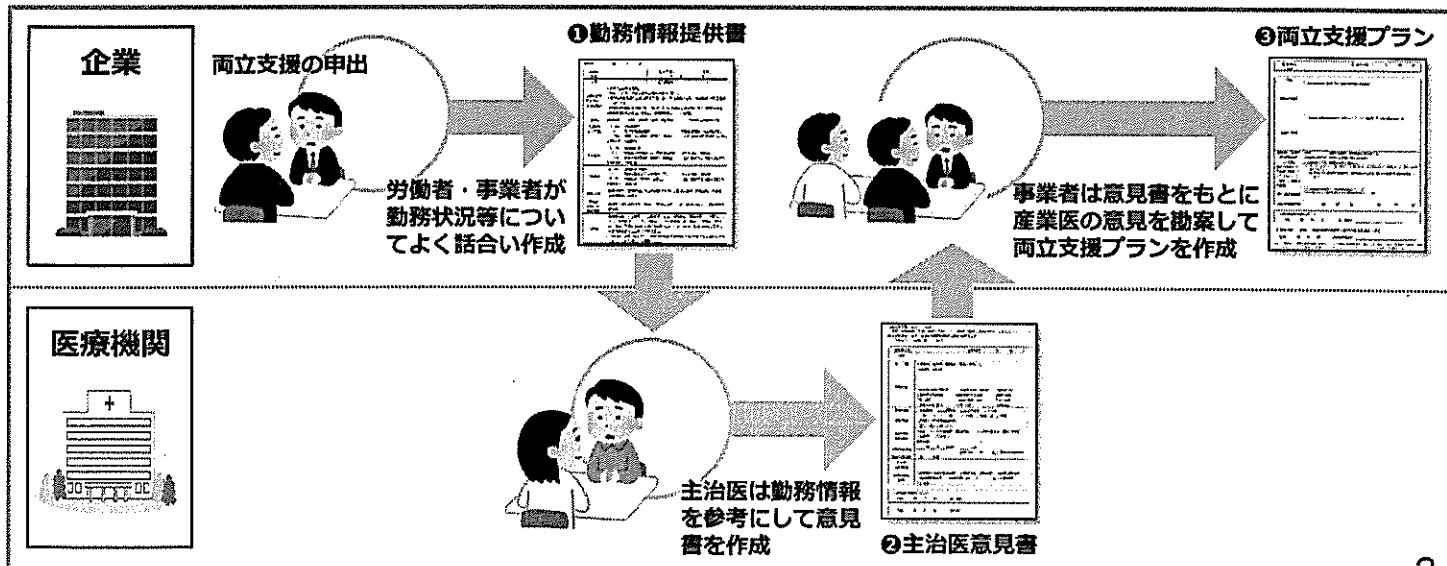
## 企業・医療機関連携マニュアル

ガイドラインに基づく両立支援は、企業と医療機関が連携することで、労働者本人の症状や業務内容に応じた、より適切な両立支援の実施が可能となる。

企業・医療機関連携マニュアルは、企業と医療機関が情報のやりとりを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例に沿って、その作成のポイントを示すもの。

※ 具体的な事例を通じた記載例（事例編）として、がんの事例（4例）を作成。

### 企業・医療機関における両立支援のための情報のやりとり



## 「両立支援コーディネーター」の養成 ①

ガイドラインに基づく両立支援

企業の関係者

医療機関の関係者

事業者や労働者を支援する支援機関等

それぞれの立場における支援の実施 + 関係者との連携

→ 支援対象者の症状や業務内容に応じた、より適切な両立支援の実施が可能

働き方改革実行計画（平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定）抜粋

- 治療と仕事の両立に向けて、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を構築する。
- 両立支援コーディネーターは、主治医と会社の連携の中核となり、患者に寄り添いながら継続的に相談支援を行いつつ、個々の患者ごとの治療・仕事の両立に向けたプランの作成支援などを担う。
- 両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識を身に付け、患者、主治医、会社などのコミュニケーションのハブとして機能することが期待され、こうした人材を効果的に育成・配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指す。

4

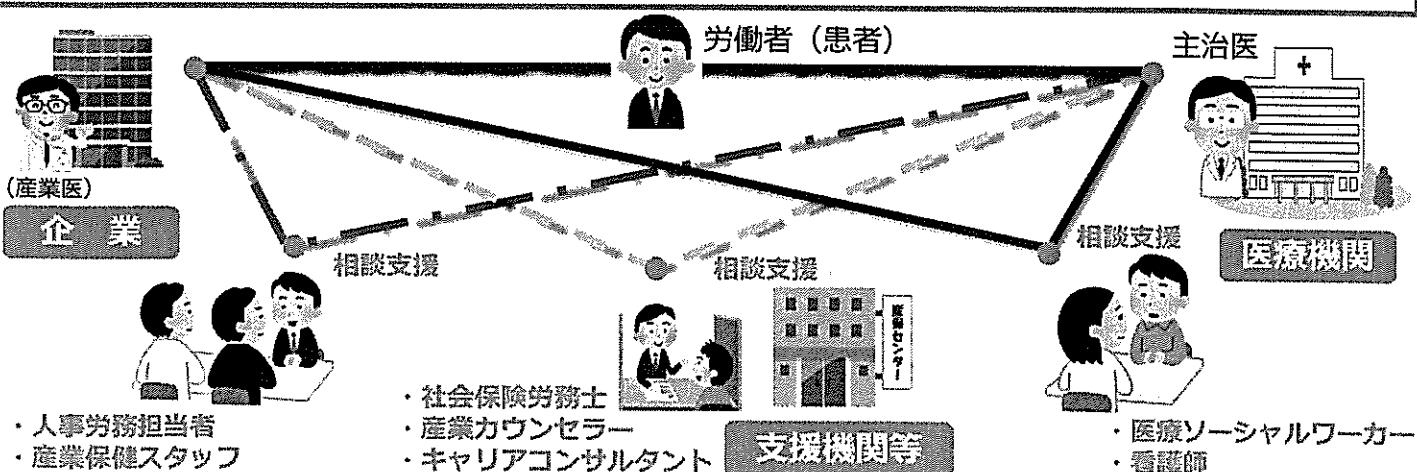
## 「両立支援コーディネーター」の養成 ②

平成30年3月30日付け基安発0303第1号働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について

### 両立支援コーディネーター

- 担い手：**企業の人事労務担当者や産業保健スタッフ・医療機関の医療従事者・支援機関等  
**機能：**支援対象者に寄り添いながら継続的な相談支援等を行うこと  
**役割：**それぞれの立場における支援の実施 及び 関係者との連携・調整

支援対象者の同意を前提として、治療に関する情報や業務に関する情報等を得て、支援対象者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報を整理して本人に提供する 等



※関係者との調整を行うに当たっては、両立支援コーディネーターは、事業場に対して支援対象者の代理で交渉行為を行うものではないので、留意する必要がある。

5

# 「両立支援コーディネーター」の養成 ③

## 両立支援コーディネーター養成研修

対象者：医療機関の医療従事者、事業場の人事労務担当者、産業保健スタッフ、支援機関等において両立支援に携わる者

研修内容：下表の科目、範囲、時間数以上

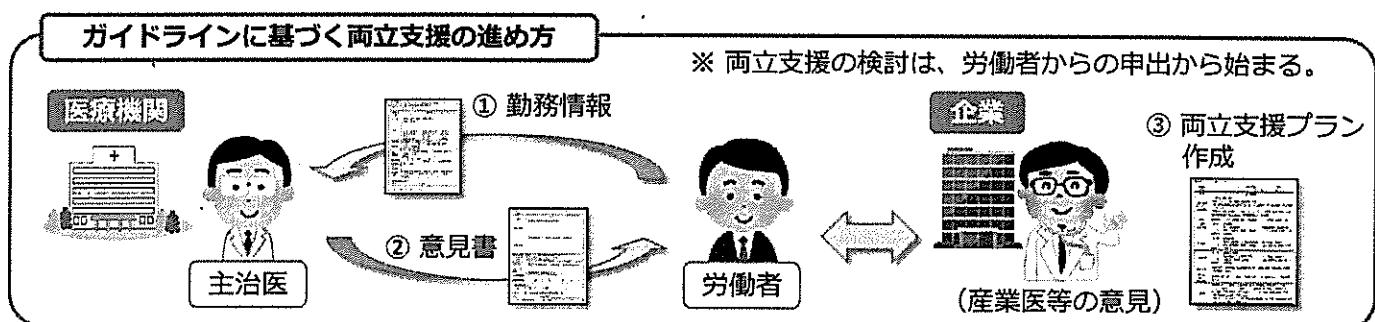
実施主体：独立行政法人労働者健康安全機構において各都道府県で実施する

科 目	範 囲	時 間
両立支援コーディネーターの役割等	・ ガイドラインに基づく両立支援における、両立支援コーディネーターの役割、支援内容 ・ 支援に当たっての留意点 ・ 個人情報の適正な取扱い	45分
医療に関する基本的知識	・ 典型的な疾病や治療の特徴、経過及び就業に当たっての影響 ・ 医療機関における両立支援の対応	1 時間
産業保健に関する基本的知識	・ 事業場における労働者の健康管理の基本的考え方 ・ 産業保健体制及び産業保健活動	1 時間
労務管理に関する基本的知識	・ 労働関係法令 ・ 事業場における就業継続可否の基本的考え方 ・ 就業上の措置・配慮等の対応	1 時間
社会資源に関する知識	・ 両立支援に利用可能な支援機関、支援制度等の社会資源	1 時間
コミュニケーションスキル	・ コミュニケーションスキル ・ 支援対象者の疾病や治療に伴う心理的ストレスへの対応	45分
両立支援の演習	・ 支援方法のシミュレーション	1 時間

6

## 企業と医療機関の連携による治療と仕事の両立支援の推進

- 厚生労働省においては、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成し（平成28年2月23日公表）、企業や医療機関における両立支援の取組について周知啓発を行っている。



- また、このような企業、医療機関の連携した両立支援の取組を推進するため、「企業・医療機関連携マニュアル」の作成や、両立支援コーディネーターの養成等を行っている。さらに、平成30年度診療報酬改定においても、がん患者の治療と仕事の両立支援に関する診療報酬が新設された。
- 診療報酬による評価は、医療機関の主治医と事業場の産業医との連携の下で、がん患者の治療と仕事の両立に向けた支援を充実させることを目指したものである。

7

## 治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の新設

平成30年度診療報酬改定において、治療と仕事の両立支援に関する診療報酬が新設された。

### <名称>

療養・就労両立支援指導料

### <点数>

1000点(10000円)

(相談支援体制が整備されている保険医療機関の場合、500点(5000円)が上乗せされる。)

### <ポイント>

○対象疾患：がんに限る。

○対象患者：産業医が選任されている事業場で就労している労働者に限る。

### ○算定要件：

- ・主治医(保険医)が、産業医に対して治療と仕事の両立に関する意見書を作成した場合が対象となる。
- ・産業医は、主治医(保険医)に対して治療と仕事の両立に関して必要な配慮等について文書で助言する。
- ・主治医(保険医)は、産業医の助言を踏まえ、治療計画の再評価を行う。

### ※診療報酬が保険医療機関に支払われる条件：

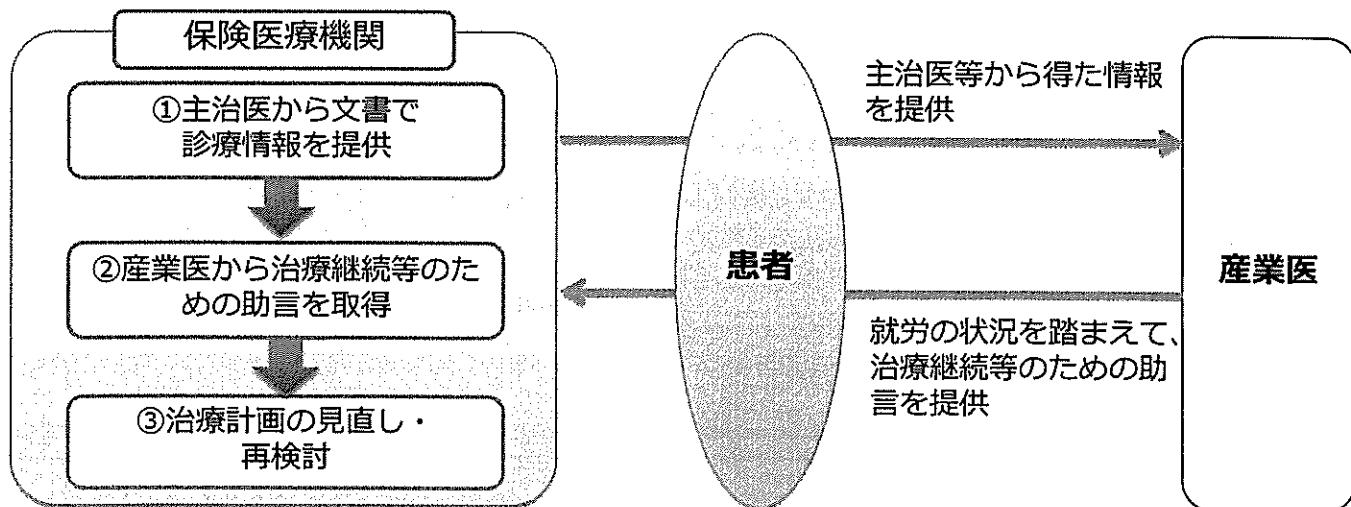
- ・保険医が保険医療機関において健康保険法、医師法、医療法、薬事法等の各種関係法令の規定を遵守していること
- ・「保険医療機関及び保険医療養担当規則」(療養担当規則)の規定を遵守していること
- ・医学的に妥当適切な診療を行い、診療報酬点数表に定められたとおりに請求を行っていること

### ※診療報酬が支払われる診療(保険診療)とは、健康保険法等の医療保険各法に基づく、保険者と保険医療機関との間の公法上の契約である。

8

## 治療と仕事の両立支援に関する診療報酬上の取扱い

### ○療養・就労両立支援指導料



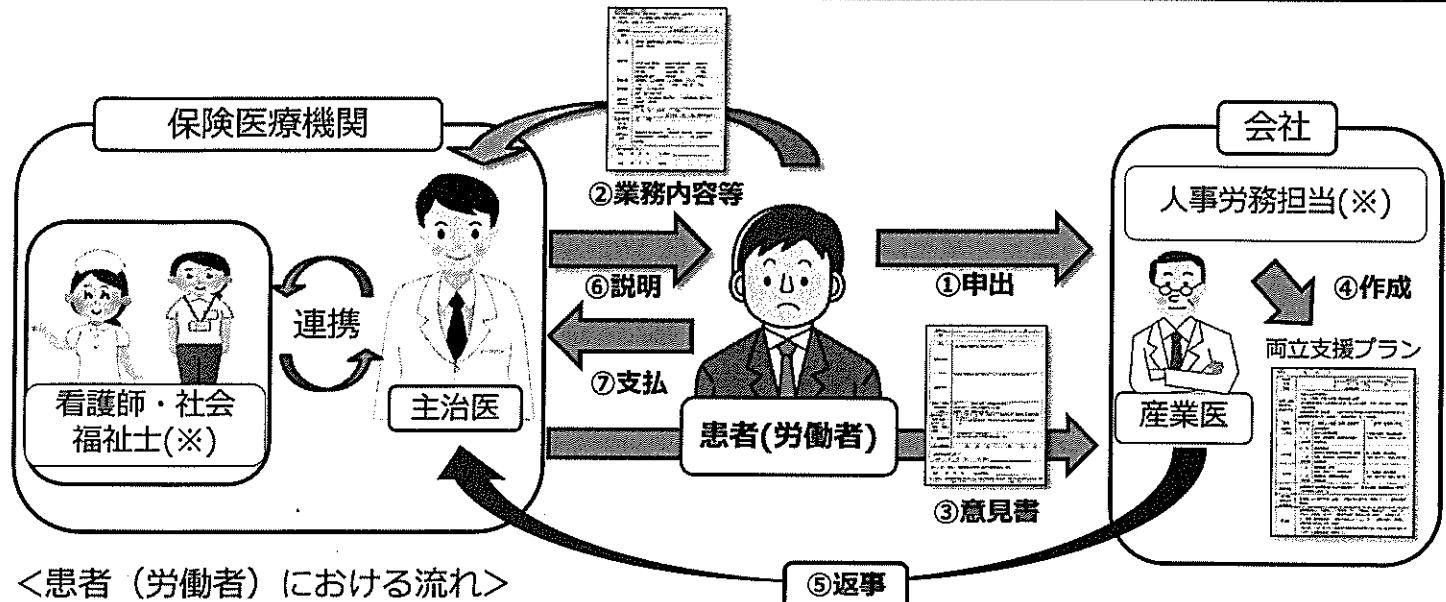
～第379回中央社会保険医療協議会資料（総－4）より引用：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000187694.html>～

### ～平成30年厚生労働省告示第43号 該当箇所～

がんと診断された患者（産業医（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項に規定する産業医をいう。以下同じ。）が選任されている事業場において就労しているものに限る。）について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、産業医に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者の就労と治療の両立に必要な情報を文章により提供した上で、当該産業医から助言を得て、治療計画の見直しを行った場合に、6月に1回に限り算定する。

9

## 治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の流れ



### <患者(労働者)における流れ>

- ①会社に「治療と仕事の両立」を申し出る。
- ②仕事の内容等を主治医に提供する。
- ③主治医に会社の産業医宛ての意見書を書いてもらい、会社に提出する。
- ④主治医や産業医の意見を踏まえ、会社の人事労務担当者が両立支援プランをつくる。
- ⑤産業医に主治医へ返事を書いてもらう。
- ⑥産業医の返事を踏まえ主治医から治療スケジュールの変更の必要性の有無等について説明をうける。
- ⑦療養・就労両立支援指導料を算定する。

10

(※) 両立支援コーディネーターの主ななり手

## 障害者雇用安定助成金（障害や傷病治療と仕事を両立するコース）

- 本助成金は、労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるため、治療や通院のための柔軟な勤務制度や休暇制度（両立支援制度）を導入する事業主に対して助成するものであり、労働者の雇用維持を図ることを目的としています。
- 助成金の支給対象は、行った措置の内容によって2つに区分されます。

### 環境整備助成

両立支援制度を導入し、かつ、両立支援に関する専門人材を社内に配置した事業主に対して助成

#### 支給対象措置

- 以下の2つを行った場合が支給対象となる。
- 両立支援制度(※)の導入
- 専門人材（企業在籍型職場適応援助者又は両立支援コーディネーター）の配置

#### 助成額

- 企業在籍型職場適応援助者を配置した場合 30万円
- 両立支援コーディネーターを配置した場合 20万円

### 制度活用助成

両立支援コーディネーターを活用し、両立支援制度を労働者に適用した事業主に対して助成

#### 支給対象措置

- 以下の2つを行った場合が支給対象となる。
- 両立支援コーディネーターの活用
- 両立支援制度(※)の労働者への適用

#### 助成額

- 対象労働者が有期契約の場合 20万円
- 対象労働者の雇用期間に定めのない場合 20万円

(※) 両立支援制度の例：通院等に配慮した休暇制度、障害や傷病特性に配慮した短時間勤務制度、身体の負担に配慮した時差出勤制度等

支給要件や手続きの詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください。

11

# 長期療養者就職支援フローチャート

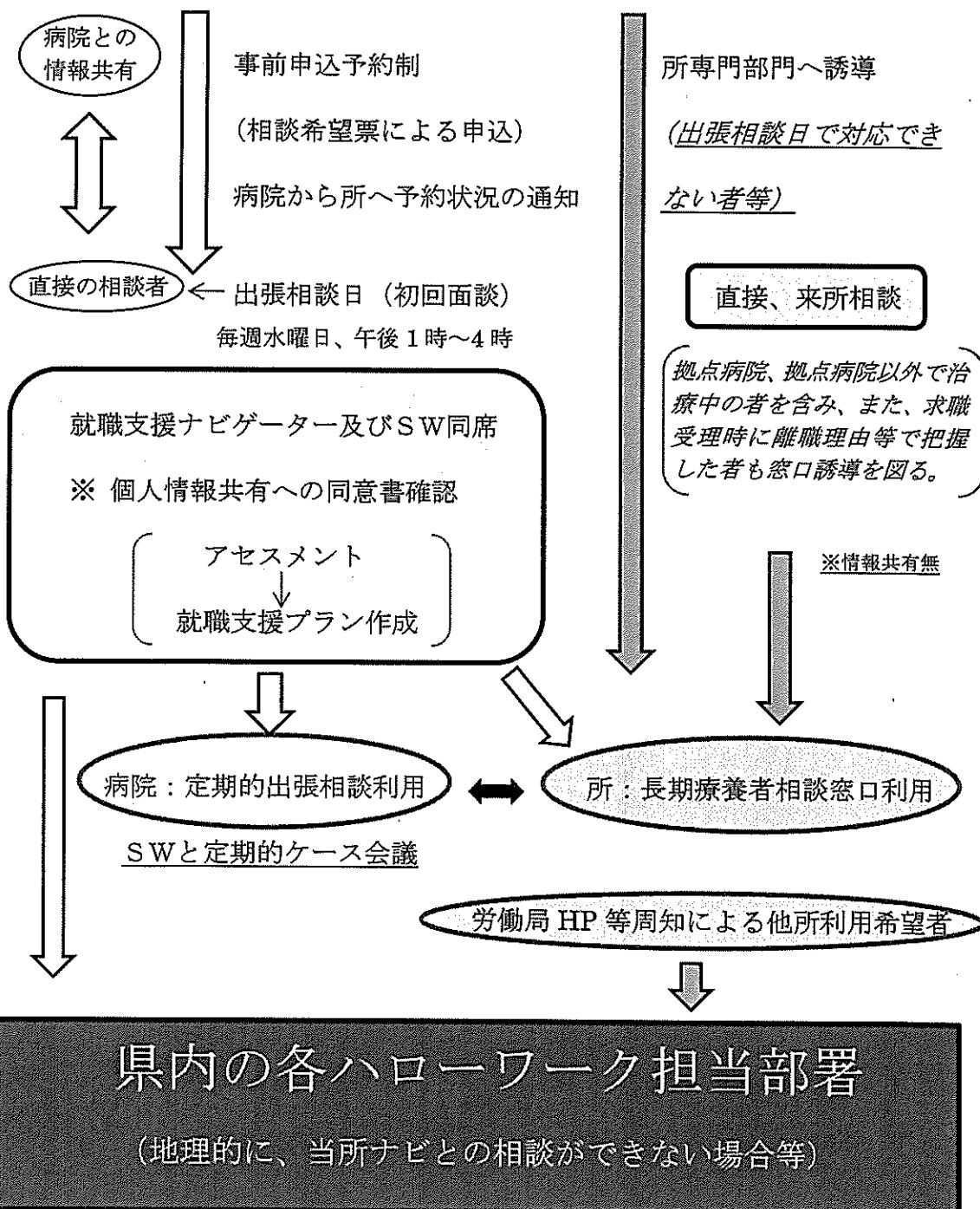
ハローワーク盛岡

拠点病院内への周知用リーフレット配布、ポスター掲示等による周知広報



## 岩手医科大学附属病院がん相談支援センター

入院、通院本人等からの相談 → 主治医等と相談（就労可否判断）





**長期療養者就職支援事業における事例  
(1枚目)**

労働局	安 定 所	職 名
岩 手	盛岡公共職業安定所	就職支援ナビゲーター

●支援対象者の概要

年齢	性別	疾患名	在職・求職状況
55歳	男	S状結腸癌	失業給付受給しながらの活動

症状及び治療状況

支援開始時の通院頻度：年2回 現在の状況：治療中・経過観察中

○平成27年7月手術。平成28年12月からは補助治療なく年2回の経過観察。

精神疾患を患い他院で月1回の受診、一日3回の服薬。

支援に至った経緯(過去の就労状況、離職経緯など)

前職(雇用形態：正社員 職種：運転手 業種：運送業) 離職時期：H28.5月

○平成28年5月に病気により離職。その後就労困難の為失業給付延長手続き申請。就労可能な状態になりHWに失業給付手続きのため来所。癌になったことで不安と緊張が続いており心療内科(精神科)も受診。心身ともに壊れたと窓口で訴えあり、長期療養者支援事業を説明し登録、支援開始。

支援ニーズ(主訴・目標・就労にあたっての希望条件、配慮が必要な事項など)

希望(雇用形態：正社員 職種：運転手 業種：運送業)

○経験が長い運転手希望。直近の事業所は過酷な労働(月数日の休み、健康診断も無い状態)であつた為、通院のための休日が取れる事、人間関係も良く働きやすい環境である事、病気(癌・精神疾患)の理解が得られる事。

ナビの視点・見立て

○病気になったのは過酷な労働条件のせいであり、不調を訴えたときに通院できていれば病気にならなかつたとしきりに訴える。常に不眠や緊張が続いている状態での就労は難しく、運転業務は特に厳しいと思われる。まずは不安や緊張を取り除く事を優先し、きめ細やかな対応が必要である。運送業以外の仕事も職種の幅を広げ提案、検討し無理の無い就労が出来るような支援。精神疾患は主治医の意見書により手帳取得も可能である事から本人の意思確認。

## 長期療養者就職支援事業における事例 (2枚目)

### 支援経過

支援期間： H29.4～H29.8 相談回数： 10回 紹介件数： 1件

- ・支援当初は現況の発端は前職の過酷な労働と職場での人間関係である事を頻りに訴える。
- ・体調も思わしくなく、眠剤や飲酒をしても2時間程度の睡眠しかとれない状況。
- ・また突発性難聴も加わり心身ともに疲れ切っている。
- ・本人は経験のある運転業務希望であるが、不眠や服薬は事故の危険性もあり再検討を促す。同居の母親からも運転業務は反対されている。
- ・主治医と要相談を促すも、どちらの主治医からも気の持ちようだと言われ親身に相談にのってもらえない状況。
- 医療相談室やセカンドオピニオンの説明。本人は何処でも同じだと変える意思はない。
- ・不眠の状態が続く様であれば運転業務を避け、倉庫作業等の仕事の検討を促すも倉庫作業は覚える事も多く逆にストレスになるとの事。
- ・精神保健福祉手帳により、配慮のある障害者求人への応募も可能である事を説明。
- ・町内の健康診断で精神保健福祉手帳の取得を促され申請、平成29年5月に交付(3級)。
- ・障害者求人や農業組合へ登録し、農業就労も検討。
- ・検討した結果本人は一般求人へ病気を開示しての運転手での就労希望。
- ・一般配送より負担の少ないダンプ求人を提供。
- ・過去に経験もある事から、本人と検討し希望により紹介。  
紹介時に本人の状態の詳細を伝達。事業所側も心療内科の服薬に懸念あり、面接時に判断していた  
だく事となる。
- ・応募書類の作成と面接の支援。

### 結果

就業状況： 求職中 ・ 就職

※就職の場合は、就職先での雇用形態(正社員、パート等)、未就職の場合は、支援継続に係る課題等を記載すること。

- ・平成29年8月24日～就労 正社員 補装機械オペレーター(ダンプ・アスファルト乳剤散布車)  
不眠が全く解消されたわけでは無いが、人間関係が良好で働きやすいとの事

### 支援に当たっての課題、検討したこと

- ・本人の希望職種への就職は決まったが、慎重な対応と聞き取りを要した。
- ・本人が希望しなかったとしても早い段階での医療相談室との連携を図れば良かったのでは。
- ・就職後も本人と連絡をとり現状を確認、無理をせずにHWの利用はいつでも可能である事を伝達。
- ・自己判断せずに主治医と医療相談室の利用も促す。

(別添)

## 長期療養者就職支援事業実施状況報告（その1）

〔労働局名〕 岩手 〔安定所名〕 盛岡所

平成30年度

上期分（4月～9月）

〔長期療養者就職支援事業に関する取扱〕		記入上の留意点等		
プレ相談件数(新規来所者数)	36 件	長期療養者商業相談窓口(連絡先病院への出張相談含む。以下同じ。)への初回来所者のプレ相談数を計上すること。 〔A 新規対象者数より多い数か同数を計上すること。〕		
	合計	早期就職支援対象者 (求職関係コードY15)	早期就職支援対象者以外 (求職関係コードY16)	記入上の注意点
A 新規対象者数	33 人	14 人	19 人	・各報告対象期において、新規に本事業の支援対象者となつた者の数を計上する。 ・「プレ相談のみで終了した者は含まれない」。 ・既に求職登録を行ない、安定所を利用している者を含む。 ・以前に本事業の支援対象者であったが、何らかの理由により支援を終了した者の支拂済程度行う場合、新規対象者数に計上する。
B 支援対象者総数	102 人	44 人	58 人	〔A 新規対象者数と、前の報告対象期から継続して支援を行っている者の合計数を計上する。〕
C 相談件数	385 人	169 人	216 人	・「B 支援対象者総数」に計上されている支援対象者に対し実施した相談件数の合計数を計上する。 ・「プレ相談のみで終了した者の相談件数は含まれない」。
D 紹介件数	85 人	60 人	25 人	・「B 支援対象者総数」に計上されている支援対象者に対し安定所で紹介を行った件数を計上する。 ・担当者以外の者が安定所紹介を行った場合は計上する。
E 就職支援の終了者数	35 人	20 人	15 人	「B 支援対象者総数」に計上されている支援対象者のうち、就職した又はその他の理由により本事業による支援を終了した者の合計数を計上する。
F 就職による終了者数	26 人	19 人	7 人	・「E 就職支援の終了者数」に計上されている者のうち、報告対象期において就職した者の数を計上する。 ・担当者以外の者による就職の場合も含め、確認がされた場合は計上する。
G うち、長期療養者職業相談窓口の紹介で就職した者	23 人	17 人	6 人	「F 就職による終了者数」のうち、長期療養者職業相談窓口(担当者に限定しない)の紹介により就職した者の数を計上する。
H うち、3ヶ月以内の支援期間において就職した者	9 人	8 人	1 人	
I うち、3ヶ月超～6ヶ月以内の支援期間において就職した者	9 人	7 人	2 人	・「G 長期療養者職業相談窓口の紹介で就職した者」のうち、支援開始からの経過期間に応じて計上する。 ・H, I, J の合計数はGに一致する。
J うち、6ヶ月超の支援期間において就職した者	5 人	2 人	3 人	
〔求人にに関する取扱〕		記入上の留意点		
K両立求人の確保件数	0 件	仕事と治療が両立しやすい求人(既存の求人の要件緩和等によるもの、新規求人開拓によるもの)を計上する。 求人関係コードZ41を入力するものと一致する。		
L うち、既存の求人の条件緩和等による確保件数	0 件	Kの内数となる(LとMの合計はKに一致する)。 求人条件の変更を伴わざとも、元々両立求人の要件を満たしている求人を把握した場合も計上する。		
M うち、新規求人開拓による確保件数	0 件	Kの内数となる(LとMの合計はKに一致する)。 職員、ナビゲーター、求人者支援員のいずれが開拓した場合でも計上する。		
N両立求人の確保人数	0 人	「K 両立求人の確保件数」に計上した求人の求人件数を計上する。		
O うち、既存の求人の条件緩和等による確保人数	0 人	「L 既存の求人の条件緩和等による確保件数」に計上した求人の求人件数を計上する。 Nの内数となる(OとQの合計はNに一致する)。		
P うち、充足した求人件数	0 人	支援対象者以外の者の就職により充足した場合は、その数を内数として( )で記載すること。 例: 求人10人のうち、6人が支援対象者、1人が支援対象者以外の就職により充足した場合は、「7人(1人)」と記載。		
Q うち、新規求人開拓による確保人数	0 人	「M 新規求人開拓による確保件数」に計上した求人の求人件数を計上する。 Nの内数となる(OとQの合計はNに一致する)。		
R うち、充足した求人件数	0 人	支援対象者以外の者の就職により充足した場合は、その数を内数として( )で記載すること。 例: 求人10人のうち、6人が支援対象者、1人が支援対象者以外の就職により充足した場合は、「7人(1人)」と記載。		

## 長期療養者就職支援協議会

開催状況	開催日
岩手県長期療養者就職支援担当者連絡協議会	9月4日

## 出張相談

連携先拠点病院	実施回数	相談件数※
岩手医科大学附属病院	19	13

## セミナー

実施回数	参加事業所数
0	0

※プレ相談のみで、支援対象者以外の者への相談も含めた場合、「C 相談件数」の内数とはならない。

## 長期療養者就職支援事業実施状況報告（その2）（上期分）

### 〔長期療養者就職支援事業に関する取扱（新規求職者の属性）〕

a 新規対象者数(※1)	合計	男性	女性
合計	33人	15人	18人
20代未満	0人	0人	0人
20歳～30歳未満	2人	2人	0人
30歳～40歳未満	5人	1人	4人
40歳～50歳未満	6人	2人	4人
50歳～60歳未満	13人	5人	8人
60歳以上	7人	5人	2人

b 就職者数(※2)	合計	男性	女性
合計	26人	11人	15人
20代未満	0人	0人	0人
20歳～30歳未満	3人	3人	0人
30歳～40歳未満	6人	1人	5人
40歳～50歳未満	4人	1人	3人
50歳～60歳未満	10人	4人	6人
60歳以上	3人	2人	1人

### 〔長期療養者就職支援事業に関する取扱（疾患）〕

	a 新規対象者数(※1)	b 就職者数(※2)	[具体的疾患名]
合計	33人	26人	腎不全 腎移植 じん臓機能障害 心臓疾患
がん等の悪性	21人	11人	
肝炎等の肝疾患	4人	2人	
糖尿病	1人	6人	
その他	7人	7人	

### 〔長期療養者就職支援事業に関する取扱（紹介就職者の状況）〕

c 就職先の職種(※3)	直近の前職と同一職種に就職	直近の前職と別職種に就職	歴歴なし	不明
	6人	17人	0人	0人
d 雇用形態(※3)	正社員により就職	正社員以外により就職	不明	
	7人	16人	0人	
e 紹介時の病名開示状況(※3)	オープン紹介	クローズ紹介	不明	
	21人	2人	0人	
f 公的訓練受講状況(※4)	訓練受講者			
	1人			

※1 長期療養者就職支援事業実施状況報告（その1）における「A 新規対象者数」と同じ。

※2 長期療養者就職支援事業実施状況報告（その1）における「F 就職件数」と同じ。

※3 合計値は、長期療養者就職支援事業実施状況報告（その1）における「G 長期療養者職業相談窓口の紹介で就職した者」と同じ。

※4 本事業の支援対象期間中に受講した場合に計上すること。（途中退校者も計上すること。）

(注1) 「その他」における具体的疾患名については把握した場合のみ記載。記載に当たっては、「疾患名(○人／件)」と記載すること。

(注2) 「紹介時の病名開示状況」については、紹介連絡時に非開示であっても、面接時等に本人から告知するよう指導を行っていた場合は「オープン紹介」に計上すること。

## 岩手 治療と職業生活の両立支援に係る相談窓口・助成金等一覧表

(平成30年11月現在)

項目	問い合わせ先	相談・支援・助成金等名	概要
両立支援 相談  治療と職業 生活の両立 に関する悩 みのご相談 をお受けい たします。	岩手産業保健総合支援センター 盛岡市盛岡駅西通二丁目9-1 マリオス14階 【TEL:019-621-5366】 電話受付時間:月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	・事業者に対する啓発セミナー ・管理監督者向けの両立支援教育 ・両立支援に関する相談 ・患者(労働者)と事業場との個別調整支援 ・事業場への個別訪問支援	・事業者等を対象とする研修会を開催します。 ・両立支援促進員が患者(労働者)と事業者との調整を図り、両立支援プランの作成をお手伝いします。 ・がん拠点病院への出張相談窓口の設置(予定)
	(一社)日本産業カウンセラー協会東北支部岩手事務所 盛岡市大沢川原二丁目5-25 【TEL:019-681-0380】 <a href="https://www.counselor-tohoku.jp/index.html">https://www.counselor-tohoku.jp/index.html</a>	・働く人と職場の課題解決のための相談室 ・カウンセラー、講師の派遣	・産業カウンセラー、キャリアコンサルタントが働く上での様々な相談をお受けいたします。 (相談料金は有料・要予約) ・働きやすい快適な職場づくりに寄与するため各種研修実施や相談対応をいたします。
	(一社)日本産業カウンセラー協会 【TEL:03-5772-2183】 電話受付時間:月曜日～土曜日 15時00分～20時00分	働く人の悩みホットライン	職場、暮らし、家族、将来設計など働く上での様々な悩みの相談をお受けいたします。 (相談料金は無料)
	こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト 【TEL:0120-565-455】 電話受付時間:月曜日～火曜日 17時00分～22時00分 土曜日～日曜日 10時00分～16時00分	働く人の「こころの耳電話相談」 ※厚生労働省委託事業 (一社)日本産業カウンセラー協会が運営	職場、暮らし、家族、将来設計など働く上での様々な悩みの相談をお受けいたします。 (通話料金・相談料金は無料)
	特定非営利活動法人日本キャリア開発協会 東京都中央区日本橋蛎殻町2-14-5 KDX浜町中ノ橋ビル4階 下記電話相談予約申し込みサイト <a href="https://www.j-cda.jp/hatarakikata/index.php">https://www.j-cda.jp/hatarakikata/index.php</a>	病気になつても働き続けられるよう 有資格者によるキャリアコンサルティング	支援対象・範囲:治療と職業生活の両立に悩んでいる就業者・休退職者 支援内容:1回30分の電話相談 (平日の10時00分～19時00分。 相談料は無料ですが通話料はご相談者の負担となります。)
	特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会 東京都港区芝公園1-6-8 泉芝公園ビル5階 <a href="mailto:soudan@career-cc.org">soudan@career-cc.org</a>	同上	同上
	岩手県医療ソーシャルワーカー協会 事務局 いわてリハビリテーションセンター総合相談科内 零石町七ツ森16番地243 【TEL:080-3145-2771】 【Email: iwatems@drive.ocn.ne.jp】 受付時間:月曜日～金曜日 9時00分～16時30分	保健医療機関において、社会福祉の立場から患者さんやその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行います。	県内の各医療機関の中で当協会の会員が属している医療機関をご案内いたします。
	岩手障害者職業センター 盛岡市青山四丁目12-30 【TEL:019-646-4117】 電話受付時間:月曜日～金曜日 8時45分～17時00分	・職業相談 ・職業適応援助者(ジョブコーチ)による支援 ・職業準備支援 等	障害のある方の就職や職場定着・継続就労が円滑に進むように職業カウンセラーが働き方(労働時間や職務内容等)についての相談や事業所との調整を行ったり、ジョブコーチが職場に出向き、障害のある方と事業主の双方への支援を行います。また、就職や復職に向けたウォーミングアップのための支援(職業準備支援)を行っています。
	がん相談支援センター 岩手県がん診療連携拠点病院内(岩手医科大学附属病院、県立病院(中央、宮古、大船渡、中部、久慈、磐井、釜石、二戸、胆沢)) 各連絡先は別紙1「がん相談支援センター」でご確認をお願いします。	がんに関する相談	医療ソーシャルワーカー等が、がんの治療について、経済的負担や支援について、療養生活の過ごし方について、仕事についてなど様々なご相談をお受けいたします。
	岩手県肝疾患相談センター 岩手医科大学附属病院 医療福祉相談室内 盛岡市内丸19-1 【TEL:019-908-2007】 月曜日～金曜日 9時00分～16時30分 第1、4土曜日 9時00分～12時00分	肝疾患に関する相談	医療ソーシャルワーカー等が、肝疾患の治療について、医療費助成制度について、仕事についてなど様々なご相談をお受けいたします。
	ハローワーク盛岡 専門相談部門 岩手医科大学附属病院 医療福祉相談室内 (がん相談支援センター) 盛岡市内丸19-1 【TEL:019-651-5110 ダイヤルイン2117-2133】 毎週水曜日13時00分～16時00分	就職支援ナビゲーターによる出張相談	長期療養しながら働きたい方をマンツーマンで支援いたします。

項目	問い合わせ先	相談・支援・助成金等名	概要
労働相談・事業場の環境整備  就労や仕事でのお悩みの相談をお受けいたします。	ハローワーク (県内12か所のハローワークで相談をお受けします。)  各ハローワークの連絡先は別紙2「ハローワーク」でご確認をお願いします。	就労支援相談	お仕事を選ぶに当たってお悩みの方の相談をお受けいたします。
	岩手労働局雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー  盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15 盛岡第2合同庁舎5階 【TEL:0120-980-783】 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分  (県内7か所の労働基準監督署にも相談コーナーがあります。) 各労働基準監督署の連絡先は別紙3「労働基準監督署」でご確認をお願いします。	総合労働相談	労働条件、解雇、いじめ・嫌がらせ、セクハラ等、職場のトラブルなどでお悩みの方の相談をお受けいたします。
	岩手県社会保険労務士会  盛岡市山王町1-1 【TEL:019-651-2373】 毎月第2週・第4週水曜日 13時00分～16時00分 (要予約)	総合労働相談	労働条件、解雇、いじめ・嫌がらせ、セクハラ等、職場のトラブルなどでお悩みの方の相談をお受けいたします。
	日本労働組合総連合会岩手県連合会(連合岩手)  盛岡市菜園一丁目1-16 岩手教育会館4階 【TEL:0120-154-052】 月曜日～金曜日 10時00分～17時00分	総合労働相談	労働条件、解雇、いじめ・嫌がらせ、セクハラ等、職場のトラブルなどでお悩みの方の相談をお受けいたします。
	岩手県中小企業団体中央会  盛岡市肴町4-5 岩手酒類卸ビル2階 【TEL:019-624-1363】	個別専門指導事業 (対象:事業協同組合等)	社会保険労務士などの専門家に、新たな休暇・勤務制度を導入するための職場の就業規則等の改定などの相談を行う際の費用の一部を支援いたします。
助成金  治療と職業生活の両立支援のための取組に対して財政的な費用を援助いたします。	岩手労働局職業安定部 職業対策課分室(助成金相談コーナー)  盛岡市盛岡駅西通二丁目9-1 マリオス6階 【TEL:019-606-3285】	障害者雇用安定助成金 (障害・治療と仕事の両立支援制度 助成コース)	がん等の病気を抱える労働者の病状や治療内容などに応じた、治療と仕事の両立を支援するための制度を導入する事業主には、10万円の助成金が支給されます。
		職場定着支援助成金 (雇用管理制度助成コース)	事業主が、新たに雇用管理制度(研修制度、健康づくり制度等)の導入・実施を行った場合に制度導入助成(1制度につき10万円)を、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成(57万円(生産性要件を満たした場合は72万円))を支給します。
		職場定着支援助成金 (中小企業団体助成コース)	中小企業を構成員とする事業協同組合等が、傘下の中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するために中小企業労働環境向上事業を行った場合に要した費用の3分の2を助成します。
		障害者職場復帰支援助成金	事故や難病の発症等による中途障害等により、長期の休職を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰のために必要な職場適応の措置をとり、雇用を継続した事業主に対して助成します。
	テレワーク相談センター  東京都千代田区神田駿河台一丁目8-11 東京YWCA会館3階 【TEL:0120-91-6479】	時間外労働等改善助成金 (テレワークコース)	在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業主を支援します。 テレワークの導入・実施に関して、web会議用機器の導入・運用やテレワーク勤務に関する規定の整備等の取組に要した費用を助成します。

作成:岩手県地域両立支援推進チーム  
事務局:岩手労働局労働基準部健康安全課  
TEL:019-604-3007

**岩手 治療と職業生活の両立支援に係る相談窓口・助成金等一覧表**  
**岩手県内の「がん相談支援センター」**

掲載している情報は隨時更新され、特に対応時間については、現状と異なる場合がありますので、事前にお問い合わせする等によりご確認ください。

がん相談支援センター名	所在地・電話番号	対応曜日・時間
岩手医科大学附属病院 がん患者支援情報室(がん相談支援センター)	盛岡市内丸19-1 【TEL:019-651-5677】	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9時00分～16時00分 土曜日(第1・4)(祝日を除く) 9時00分～12時00分
岩手県立中央病院 地域医療福祉連携室(医療相談室)	盛岡市上田1-4-1 【TEL:019-653-1151(内線2118)】	月曜日～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時00分
岩手県立宮古病院 がん相談支援センター	宮古市崎鉄ヶ崎第1地割11-26 【TEL:0193-62-4011】	月曜日～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分
岩手県立大船渡病院 気仙がん相談支援センター	大船渡市大船渡町字山馬越10-1 【TEL:0192-26-1111(内線2160)】	月曜日～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分
岩手県立中部病院 がん相談支援センター	北上市村崎野17地割10 【TEL:0197-71-1511(内線1070)】	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9時00分～16時00分
岩手県立久慈病院 がん相談支援センター	久慈市旭町第10地割1 【TEL:0194-53-6131(内線6049)】	月曜日～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時00分(予約制)
岩手県立磐井病院 がん相談支援センター	一関市狐禅寺字大平17 【TEL:0191-23-3452】	月曜日～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分
岩手県立釜石病院 がん相談支援センター	釜石市甲子町第10地割483-6 【TEL:0193-25-2011】	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9時00分～17時00分
岩手県立二戸病院 がん相談支援センター (カシオペアがんなんでも相談室)	二戸市堀野字大川原毛38-2 【TEL:0195-23-2191】	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9時00分～17時00分
岩手県立胆沢病院 がん相談支援センター	奥州市水沢字龍ヶ馬場61 【TEL:0197-24-4121】	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9時00分～17時00分



**岩手 治療と職業生活の両立支援に係る相談窓口・助成金等一覧表**  
**岩手県内のハローワーク**

ハローワーク名	所在地・電話番号	対応曜日・時間
ハローワーク盛岡 専門相談部門	盛岡市紺屋町7-26 【TEL:019-624-8904】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
ハローワーク沼宮内	岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3 【TEL:0195-62-2139】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
ハローワーク釜石	釜石市新町6-55 【TEL:0193-23-8609】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
ハローワーク遠野	遠野市新町2-7 【TEL:0198-62-2842】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
ハローワーク宮古	宮古市小山田1-1-1 宮古合同庁舎1F 【TEL:0193-63-8609】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
ハローワーク花巻	花巻市城内9-27 花巻合同庁舎1F 【TEL:0198-23-5118】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
ハローワーク一関	一関市山目字前田13-3 【TEL:0191-23-4135】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
ハローワーク水沢	奥州市水沢区東中通り1-5-35 【TEL:0197-24-8609】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
ハローワーク北上	北上市大曲町5-17 【TEL:0197-63-3314】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
ハローワーク大船渡	大船渡市大船渡町字赤沢17-3 大船渡合同庁舎 【TEL:0192-27-4165】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
ハローワーク二戸	二戸市石切所字荷渡6-1 二戸合同庁舎1F 【TEL:0195-23-3341】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
ハローワーク久慈	久慈市川崎町2-15 【TEL:0194-53-3374】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分

作成: 岩手県地域両立支援推進チーム  
事務局: 岩手労働局労働基準部健康安全課  
TEL: 019-604-3007



**岩手 治療と職業生活の両立支援に係る相談窓口・助成金等一覧表**  
**岩手県内の労働基準監督署(総合労働相談コーナー)**

労働基準監督署名	所在地・電話番号	対応曜日・時間
盛岡労働基準監督署	盛岡市盛岡駅西通1-9-15盛岡第2合同庁舎6F 【Tel.:019-604-2530】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
宮古労働基準監督署	宮古市緑ヶ丘5-29 【Tel.:0193-62-6455】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
釜石労働基準監督署	釜石市上中島町4-3-50 NTT東日本上中島ビル1F 【Tel.:0193-23-0651】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
花巻労働基準監督署	花巻市城内9-27 花巻合同庁舎2F 【Tel.:0198-23-5231】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
一関労働基準監督署	一関市旭町5-11 【Tel.:0191-23-4125】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
大船渡労働基準監督署	大船渡市大船渡町字台13-14 【Tel.:0192-26-5231】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
二戸労働基準監督署	二戸市石切所字荷渡6-1二戸合同庁舎2F 【Tel.:0195-23-4131】	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分

作成: 岩手県地域両立支援推進チーム  
事務局: 岩手労働局労働基準部健康安全課  
TEL:019-604-3007